

# 付編 東南海・南海地震防災対策推進計画

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 施設整備等の整備方針（各部局）

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

### 第2 建築物等の耐震化の推進（総務部・都市整備部・教育委員会・各施設管理担当課）

#### 1 市施設等の耐震化

市は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。

#### 2 一般建築物耐震化の促進

府、市は「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

##### （1）耐震診断の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断を実施する場合に、府と市は連携してその費用を補助する制度を実施している。

##### ア 府

[事業名等] 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱

##### イ 市

[事業名等] 既存民間建築物耐震診断補助交付要綱